

第11期 営業時間短縮協力金の申請受付について

対象期間 令和4年3月7日(月)～3月21日(月)までの15日間

○申請受付期間

令和4年3月31日(木)から5月18日(水)まで

令和4年3月31日

大阪府料理業生活衛生同業組合

令和4年3月7日から3月21日の間、営業時間短縮の要請にご協力いただいた大阪府内の飲食店等に対し、新型コロナウイルス感染症の拡大防止及び事業継続を目的に、事業規模(売上高)に応じて営業時間短縮協力金を支給いたします。

主な支給要件

- 大阪府内に要請対象施設※(飲食店、遊興施設、娯楽施設)を有する事業者であること(※食品衛生法の飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を受けている店舗)
- 令和4年3月7日から3月21日までの期間において、下記の要請ア、イ又はウを遵守したこと

要請期間	全期間	令和4年3月7日(月)～3月21日(月・祝)	15日
------	-----	------------------------	-----

支給単価		要請ア	要請イ・要請ウ
	売上高方式	2.5～7.5万円/日	3～10万円/日
	売上高減少額方式	0～20万円/日	

	要請ア	要請イ	要請ウ
ステッカー種別	大阪府感染防止認証ゴールドステッカー		大阪府感染防止宣言ステッカー(ブルーステッカー)
通常の営業時間	午後9時から翌午前5時までの時間帯に営業	午後8時から翌午前5時までの時間帯に営業	
要請期間中の営業時間	午前5時から午後9時までの間に短縮	午前5時から午後8時までの間に短縮(休業含む)	
酒類の提供	酒類提供(持込み含む)は午前11時から午後8時30分までの間	酒類提供(持込み含む)は自粛	
利用人数等	同一テーブル4人以内(5人以上のグループの場合、テーブルを2つ以上に分けること) ※大阪府「ワクチン・検査パッケージ制度」の登録店舗は、対象者全員検査で陰性を確認した場合は、同一テーブル5人以上の案内も可能です。		同一グループ・同一テーブル4人以内(5人以上の入店案内は控えること)